

「全日本吹奏楽連盟が著作権管理する楽曲（課題曲）等の編曲とSNSの投稿について」

1. 全日本吹奏楽連盟（以下「本連盟」）では、本連盟の著作権管理下にある楽曲（課題曲含む）に対して、特別な事情がある場合を除き、編曲は認めていません。
「特別な事情」・・・その編曲が社会貢献や吹奏楽の普及・発展等にあたると本連盟が判断した場合。
2. 本連盟の著作権管理下にある楽曲（課題曲含む）を無断で編曲することは、著作権侵害に該当する違法行為です。
3. 本連盟の著作権管理下にある楽曲（課題曲含む）を無断で編曲し、それらを第三者に販売・譲渡等する行為は、著作権侵害に該当する違法行為です。
4. 本連盟の著作権管理下にある楽曲（課題曲含む）を無断で編曲し、その演奏・動画をYouTube等のSNSに投稿することは、著作権侵害に該当する違法行為です。
5. 編曲及び演奏を許諾された楽曲の演奏・動画をYouTube等のSNSに投稿することは、各団体の判断で行うことができます。ただし、演奏者の肖像権に対しては十分留意し、事前に演奏者（未成年の場合は保護者）の同意を得る必要があります。

ご不明な点がございましたら、本連盟事務局またはJASRACにお問い合わせください。